

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

## 事業名 在宅介護普及啓発支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2602)

E-mail：[c11215@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11215@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 1,766 千円 (前年度予算額：1,761 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,761	0	0	0	0	0	0	0	1,761
要求額	1,766	0	0	0	0	0	0	0	1,766
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

単身または重度の要介護者であっても、住み慣れた地域での在宅生活の継続を希望する高齢者に対して、生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを可能とするため、在宅介護サービスの充実が求められている。

在宅サービスに関わる介護職員に対して、短時間巡回型の訪問介護サービスを含めた在宅系サービスの特徴や事例について紹介し、最適なケアサービスを選択できるようセミナーを実施することで、職員の理解を深め、利用者に対してより適切な在宅介護サービスの提供を普及促進する。

### (2) 事業内容

#### ○セミナーの実施

- ・短時間巡回型訪問介護を活かしたケアプラン作成についてのケーススタディ

#### ○対象者

- ・居宅介護支援事業者及び訪問介護事業者等、広く在宅要介護高齢者の生活を支える介護従事者

### (3) 県負担・補助率の考え方

在宅介護サービスを普及するうえで、県として負担する必要性が高い

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,766	短時間巡回型訪問介護サービス普及啓発事業
合計	1,766	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

「岐阜県高齢者安心計画」 2-2 在宅サービスの充実と質の向上

### (2) 国・他県の状況

平成24年度の介護保険法改正により、国・地方公共団体の新たな責務として被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアの推進」に努めることとされ、要介護高齢者の在宅生活を支えるため「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「身体介護20分未満」の区分が新設された。

平成27年度の介護保険法改正により、「身体介護20分未満」が見直され、基本的に全ての訪問介護事業所において算定可能となった

### (3) 後年度の財政負担

要介護高齢者の増加が見込まれるため、引き続きの事業実施が必要。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
在宅介護サービス提供に携わる県内事業者の理解促進とサービスの普及を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移					現在値 (合計)	目標 (合計)	達成率
セミナー参加人数	(H )	192 (H27)	318 (H28)	142 (H29)	117 (H30)	101 (R1)	870 (R2)	1,000 (R4)	87%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
【令和元年度】
  - ・セミナー開催  
【岐阜】12/9【西濃】参加申込少数のため中止  
【中濃】1/10【東濃】1/24【飛騨】1/21
  - ・参加人数  
101人

### （前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
利用者の生活リズムに合わせた短時間巡回型訪問介護サービスについて、介護保険制度の解説や、具体的な事例紹介を行うことで、実践的なセミナーとなった。  
セミナーの受講により、在宅要介護者の生活リズムに合った短時間訪問介護サービスを含むケアプランの有効性について、ケアマネジャーの理解促進とサービスの普及に資することができた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	第7期岐阜県高齢者安心計画の重点事項でもある「在宅介護サービスの充実」に寄与する事業であり、県として取り組む必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	短時間巡回型訪問介護サービスの推進のためには、ケアプラン作成に携わるケアマネジャーの理解を深める必要があるが、事例発表やケアマネジャー同士の意見交換による学び合いができており、事業効果は得られている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	短時間巡回型訪問介護サービスの担い手である訪問介護事業者が多く参加する（特非）岐阜県居宅介護支援事業協議会に委託することで、広く5圏域のケアマネジャーに制度の普及啓発ができています。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 介護保険は在宅重視を一つの目的に掲げており、実際のサービス利用についても在宅サービスは進んでいる。 一方で、特別養護老人ホーム等の施設入所申込者が急増しているとの指摘があり、短時間巡回型訪問介護サービス利用の前提となる在宅介護サービスの普及啓発の取組が必要である。</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 在宅生活を送る要介護高齢者は今後も増加が見込まれ、利用者に対してより適切な在宅介護サービスの提供が求められる。 在宅介護サービス提供に携わる県内事業者の理解促進とサービスの普及を図るため、今後とも事業を継続する必要性が高い。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

